

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和6年8月中に審査課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### 1 知事部局の通報の件数

#### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	1
職員等	0
計	3

#### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	0
面談・電話	1
計	3

### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

通報内容	処理状況
① ある県有施設の指定管理者がAEDの管理を怠っていたため、非常時に使えなかった。当該指定管理者を厳重注意の上、指定管理を解除すべき。	所管課に調査を指示したところ、当該施設は県の占用許可を受けて事業を営んでいるものであり、通報の事実は確認できなかったが、安全対策をより十分に行うよう指導した。
② 身内の者が入所していた福祉施設の対応について県に相談したところ、家族に無断で施設に連絡された。	担当課では、通報の事実が一部確認できたので、既に御家族様に対し所属長が口頭で謝罪を行った。また、御本人様あてに文書で謝罪を行うとの報告があった。
③ ある振興局の県発注工事を受注した建設業者が、不法に専任技術者を配置している。	担当課に調査を指示したところ、通報の事実は確認できなかった。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 1 ②

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの 2 ①③

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの 2

(うち通報内容が事実とは認められないもの) 2 ①③

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの) 0

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの) 0

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの) 0

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの 1 ②

(3)調査を継続中としたもの 0

(4)不受理としたもの 0

### 3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(7月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(連絡先)

総務部 総務管理局 審査課

担当：森、尾崎

電話：073-441-2136

内線：2115、2116